

## 6.10 日影（日照阻害）



## 6.10 日影（日照阻害）

本事業の計画建築物は、高層建築物であるため、建物の存在により、周辺地域に日照阻害を及ぼすおそれがあります。

そのため、日照阻害の程度を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【冬至日、夏至日、春・秋分日における計画建築物による日影の範囲及び変化の程度】

	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺は、標高 5m 未満のほぼ平坦な地形となっています。</li> <li>対象事業実施区域の南側に横浜北仲ノット（建築物の高さ約 200m）、東側にアパホテル&amp;リゾート〈横浜ベイタワー〉（建築物の高さ約 140m）、南東側に横浜第二合同庁舎（建築物の高さ約 100m）が隣接しています。</li> <li>対象事業実施区域周辺では、北側は運河となっており、大きな構造物等には接していません。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺の用途地域は、商業地域に指定されているため、日影規制の適用はありません。</li> </ul>	p. 6.10-2、 p. 6.10-3、 p. 6.10-6
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画建築物の存在による日影が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p. 6.10-7
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画建築物により生じる平均地盤面±0mでの時刻別の日影は、日影が最も長くなる冬至日において、対象事業実施区域の北西側には西区みなとみらい四丁目付近（8:00の日影）、北東側には中区新港一丁目付近（16:00の日影）まで及ぶと予測します。</li> <li>日影が最も長くなる冬至日において、8時から16時の間に1時間以上の日影が及ぶ範囲は、対象事業実施区域境界から最大で約250mの範囲と予測します。春・秋分日では、さらに範囲が短くなり、夏至日では1時間以上の日影が及ぶ範囲は、対象事業実施区域境界から最大で約120mの範囲と予測します。</li> <li>冬至日において、対象事業実施区域周辺の公共性の高い施設のうち、西側に位置する北仲通北第二公園では、南側の区域は日影を及ぼしませんが、北側の区域で3時間以上の日影を及ぼすと予測します。また、北側に位置する運河パーク及び自動車道の一部では2時間以上3時間未満の日影を及ぼすと予測します。</li> <li>夏至日において、対象事業実施区域周辺の公共性の高い施設のうち、西側に位置する北仲通北第二公園の一部では2時間以上3時間未満の日影を及ぼすと予測します。</li> <li>春・秋分日において、対象事業実施区域周辺の公共性の高い施設のうち、西側に位置する北仲通北第二公園の一部では3時間以上4時間未満の日影を及ぼすと予測します。</li> </ul>	p. 6.10-9～ p. 6.10-15
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画建築物の高層棟は、対象事業実施区域の敷地境界から後退させつつ南側に配置し、コーナー部を丸型とすることで日影の発生する範囲を可能な範囲で縮小させます。</li> </ul>	p. 6.10-16
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画立案時から日照阻害の低減に向けた環境の保全のための措置を講じることとしているため、環境保全目標「計画建築物の存在による日影が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。</li> </ul>	p. 6.10-16

注) 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認願います。

## 6.10.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- (a) 地形の状況
- (b) 既存建築物の状況
- (c) 土地利用の状況
- (d) 関係法令・計画等

### (2) 調査地域・地点

日影は計画建築物よりも主に北側に生じるため、調査地域は、計画建築物の北側約1kmの範囲を中心とした、日影が想定される範囲としました。

### (3) 調査時期

入手可能な近年の文献を適宜収集・整理しました。

### (4) 調査方法

#### (a) 地形、既存建築物、土地利用の状況

地形図、住宅地図、土地利用現況図等の既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域周辺の状況を把握することとしました。

なお、対象事業実施区域に近接する地域においては、一部踏査を行うことで、情報の補完を行いました。

#### (b) 関係法令・計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「都市計画法」
- ・「建築基準法」
- ・「横浜市建築基準条例」

### (5) 調査結果

#### (a) 地形の状況

対象事業実施区域周辺は、埋立地に位置しており、平坦な地形です。なお、対象事業実施区域周辺は標高5m未満となっています。

(b) 既存建築物の状況

日影の影響を特に考慮すべき公共性の高い施設の位置は、図 6.10-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域の南側に「横浜北仲ノット」(建築物の高さ約 200m)、東側に「アパホテル&リゾート〈横浜ベイタワー〉」(建築物の高さ約 140m)、南東側に横浜第二合同庁舎(建築物の高さ約 100m) が隣接しています。

対象事業実施区域周辺では、北側は運河となっており、大きな構造物等には接していません。南側は横浜市役所等、高層ビルが点在するものの、JR 根岸線桜木町駅近辺では概ね建築物の高さが一様(建築物の高さ約 30m) な中低層建築物によって市街地が形成されています。

(c) 土地利用の状況

対象事業実施区域は現在、駐車場として利用されています。

対象事業実施区域の東側及び南側は、主に住宅・商業用途の中高層建築物が密集した市街地が形成されています。北側は運河に面しており、対岸には港湾緑地と中層の大規模商業施設等が立地しています。

対象事業実施区域及びその周辺の用途地域は、図 3.2-14 (p. 3-31 参照) に示したとおり、商業地域に指定されています。



凡例

- 区界
- ▨ 対象事業実施区域
- 公園・緑地等
- 幼稚園・保育園
- 小学校
- ☆ 大学
- 福祉施設
- 文化施設
- ⊙ 図書館

Scale 1:10,000

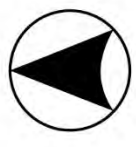


図6.10-1 対象事業実施区域周辺の公共施設等

(d) 関係法令・計画等

① 「都市計画法」(昭和 43 年 6 月、法律第 100 号)

この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他の都市計画に関し、必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められています。

この法律では、都道府県による都市計画区域の指定、指定にあたっての第一種低層住居専用地域や商業地域等の地域地区の種類やその特性等と、これら区域内において、土地の形質の変更や建物の建築、その他の工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないことも定められています。

② 「建築基準法」(昭和 25 年 5 月、法律第 201 号)

この法律は、建物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。

この法律では、「日影による中高層の建築物の高さの制限第 56 条の 2」が指定されており、冬至日の真太陽時による 8 時から 16 時までの時間帯に平均地盤面からある一定の高さの水平面に、敷地境界線からの水平距離が 5m を超える範囲において、地方公共団体が定める時間以上の日影を生じさせることのないようにしなければならぬとされています。日影規制は、住居系の用途地域、近隣商業地域、準工業地域または用途地域の指定のない区域のうち、地方公共団体が指定する区域内において適用されます。また、規制の対象区域外であっても、その影が対象区域に及ぶ場合は、対象区域の日影規制が適用されます。

③ 「横浜市建築基準条例」(昭和 35 年 10 月、横浜市条例第 20 号)

この条例は、「建築基準法」の規定による建築物の制限の付加その他法の施行について必要な事項を定めることを目的として、定められています。

この法律の指定を受け、横浜市における建築物の日影規制は、「横浜市建築基準条例第 4 条の 4」において、表 6.10-1 に示すとおり用途地域別に指定されています。

なお、対象事業実施区域及びその周辺の用途地域は、商業地域に指定されているため、日影規制の適用はありません。

表 6. 10-1 日影規制の対象建築物と規制時間

地域又は区域	容積率	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	50%, 60%, 80%, 100%	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5m	3 時間	2 時間
	150%, 200%			4 時間	2.5 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	100%, 150%	高さが 10m を超える建築物	4m	3 時間	2 時間
	200%, 300%			4 時間	2.5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	200%			4 時間	2.5 時間
	300%, 400%			5 時間	3 時間
近隣商業地域	200%			5 時間	3 時間
準工業地域	200%			5 時間	3 時間
用途地域の指定のない区域 (一般の区域)	80%, 100%	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5m	3 時間	2 時間
用途地域の指定のない区域 (沿道区域)	200%	高さが 10m を超える建築物	4m	4 時間	2.5 時間

出典：「横浜市建築基準条例」(昭和 35 年 10 月、横浜市条例第 20 号)



## 6.10.2 環境保全目標の設定

日影に係る環境保全目標は、表 6.10-2 に示すとおり設定しました。

表 6.10-2 環境保全目標（日影）

区分	環境保全目標
【供用時】 建物の存在	・計画建築物の存在による日影が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

## 6.10.3 予測及び評価等

### (1) 予測項目

予測項目は、冬至日、夏至日、春・秋分日における計画建築物による日影の範囲及び変化の程度としました。

### (2) 予測地域・地点

予測地域は、計画建築物からの日影が想定される範囲としました。

### (3) 予測時期

予測時期は、計画建築物が竣工した時点の冬至日、夏至日、春・秋分日としました。

### (4) 予測方法

#### (a) 予測手順

予測手順は、図 6.10-2 に示すとおりです。

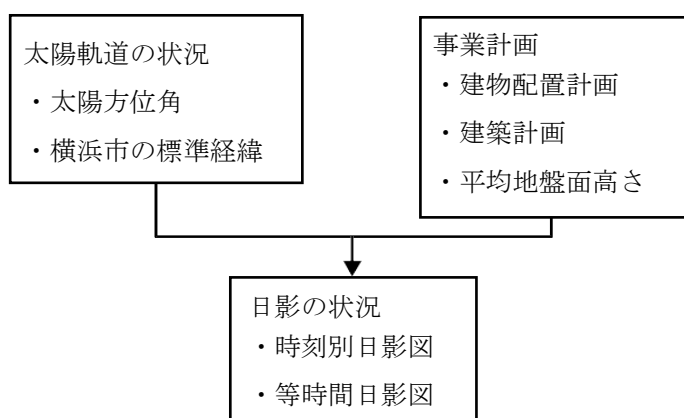


図 6.10-2 予測手順（計画建築物の存在に伴う日照阻害）

#### (b) 予測条件

計画建築物による冬至日、夏至日、春・秋分日の8時から16時（真太陽時）の時刻別日影図及び等時間日影図をコンピューターにより計算・作図する方法により予測しました。

予測に用いた条件は、表 6.10-3 及び表 6.10-4 に示すとおりです。

表 6.10-3 予測条件一覧

項目	予測条件
計画建築物の位置・形状・高さ	「2.3 対象事業の内容」(p.2-6～p.2-11 参照)
日影測定面の高さ	平均地盤面 G.L. ±0m (T.P. +3.25m)
予測時期	冬至日、夏至日、春・秋分日
予測時間帯	真太陽時の 8時から 16時
予測に用いた緯度・経度	横浜市の標準経緯 (東経: 139° 39'、北緯: 35° 40')

表 6.10-4 予測時期の日影データ

予測時期	真太陽時	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00
		16:00	15:00	14:00	13:00	
冬至日	太陽方位角	±53.37	±42.76	±30.25	±15.78	0
	日影の倍率	7.040	3.240	2.202	1.790	1.672
夏至日	太陽方位角	±94.02	±85.15	±73.03	±50.83	0
	日影の倍率	1.317	0.857	0.546	0.321	0.216
春・秋分日	太陽方位角	±71.39	±59.75	±44.71	±24.68	0
	日影の倍率	2.249	1.424	1.010	0.789	0.717

注) 横浜市の標準経緯 (東経: 139° 39'、北緯: 35° 40') から求めました。

## (5) 予測結果

### (a) 冬至日

計画建築物による冬至日の平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図は、図 6.10-3 及び図 6.10-4 に示すとおりです。

計画建築物により生じる冬至日の時刻別の日影は、対象事業実施区域の北西側には西区みなとみらい四丁目付近（8:00 の日影）、北東側には中区新港一丁目付近（16:00 の日影）まで及ぶと予測します。また、8時から16時の間に1時間以上の日影は、対象事業実施区域境界から最大で約250mの範囲に及ぶと予測します。

なお、冬至日において、対象事業実施区域周辺の公共性の高い施設のうち、西側に位置する北仲通北第二公園では、南側の区域は日影を及ぼしませんが、北側の区域で3時間以上の日影を及ぼすと予測します。また、北側に位置する運河パーク及び汽公道の一部では2時間以上3時間未満の日影を及ぼすと予測します。

### (b) 夏至日

計画建築物による夏至日の平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図は、図 6.10-5 及び図 6.10-6 に示すとおりです。

計画建築物により生じる夏至日の時刻別の日影は、最大で対象事業実施区域の東西約200mに及ぶと予測します。

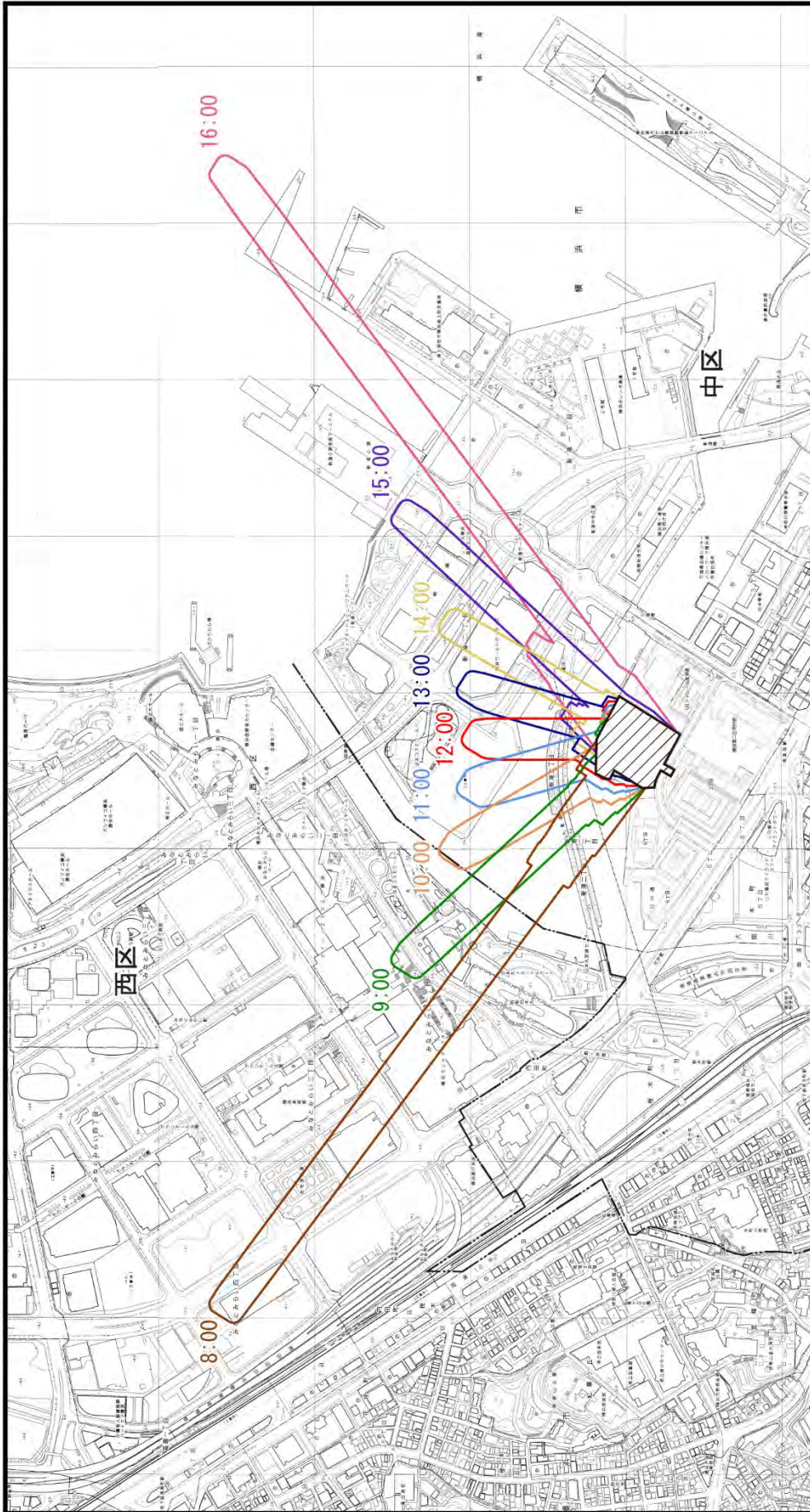
また、8時から16時の間に1時間以上の日影は、対象事業実施区域境界から最大で約120mの範囲に及び、西側に位置する北仲通北第二公園の一部に2時間以上3時間未満の日影を及ぼすと予測します。

### (c) 春・秋分日

計画建築物による春・秋分日の平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図は、図 6.10-7 及び図 6.10-8 に示すとおりです。

計画建築物により生じる春・秋分日の時刻別の日影は、最大で対象事業実施区域の東西約300mに及ぶと予測します。

また、8時から16時の間に1時間以上の日影は、対象事業実施区域境界から最大で約200mの範囲に及び、北仲通北第二公園の一部に3時間以上4時間未満の日影を及ぼすと予測します。



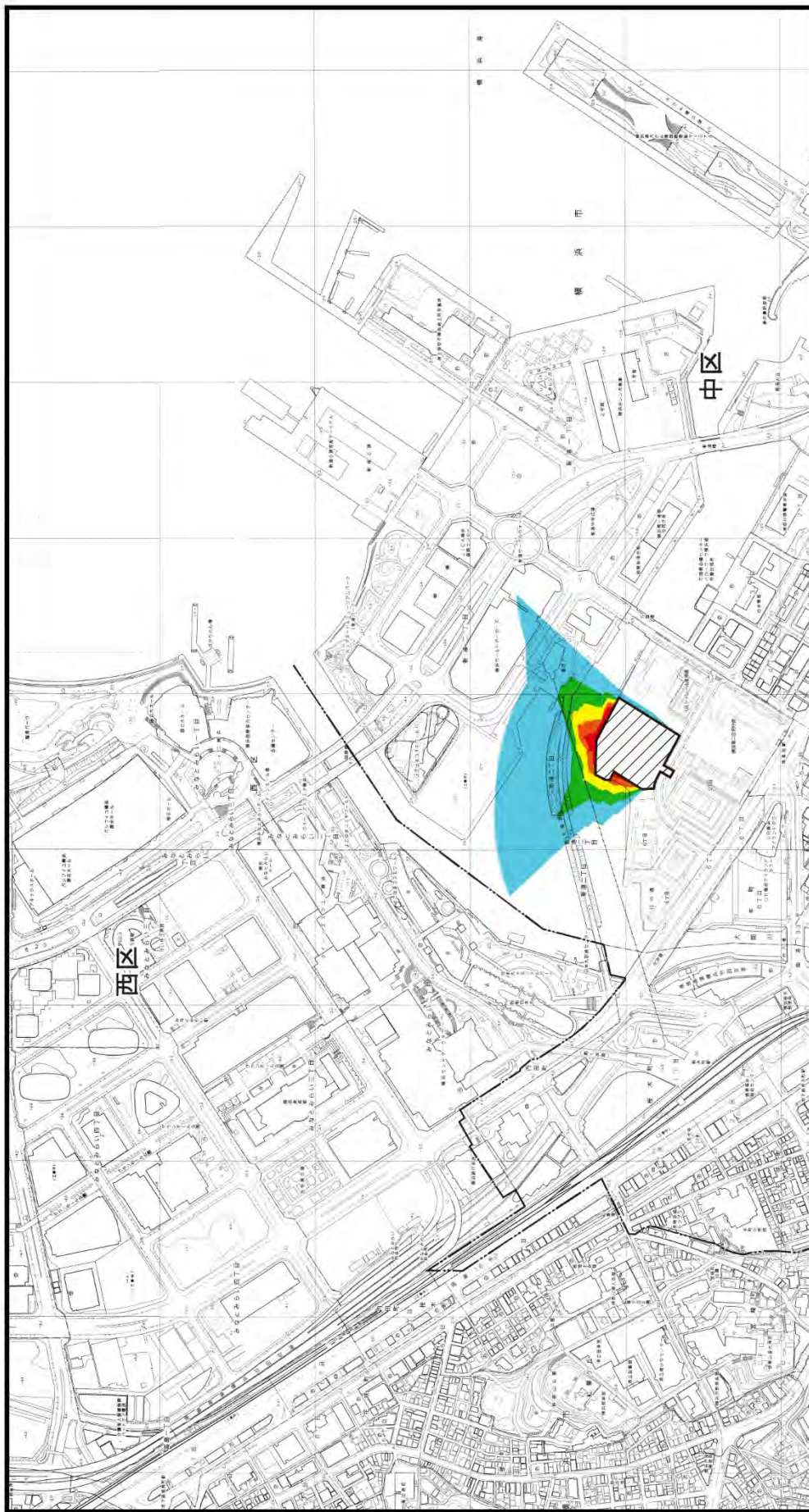
凡例

- 区界
- ▨ 対象事業実施区域
- 8:00の日影線
- 9:00の日影線
- 10:00の日影線
- 11:00の日影線
- 12:00の日影線
- 13:00の日影線
- 14:00の日影線
- 15:00の日影線
- 16:00の日影線







Scale 1:10,000



図6.10-3 時刻別日影図（冬至日）



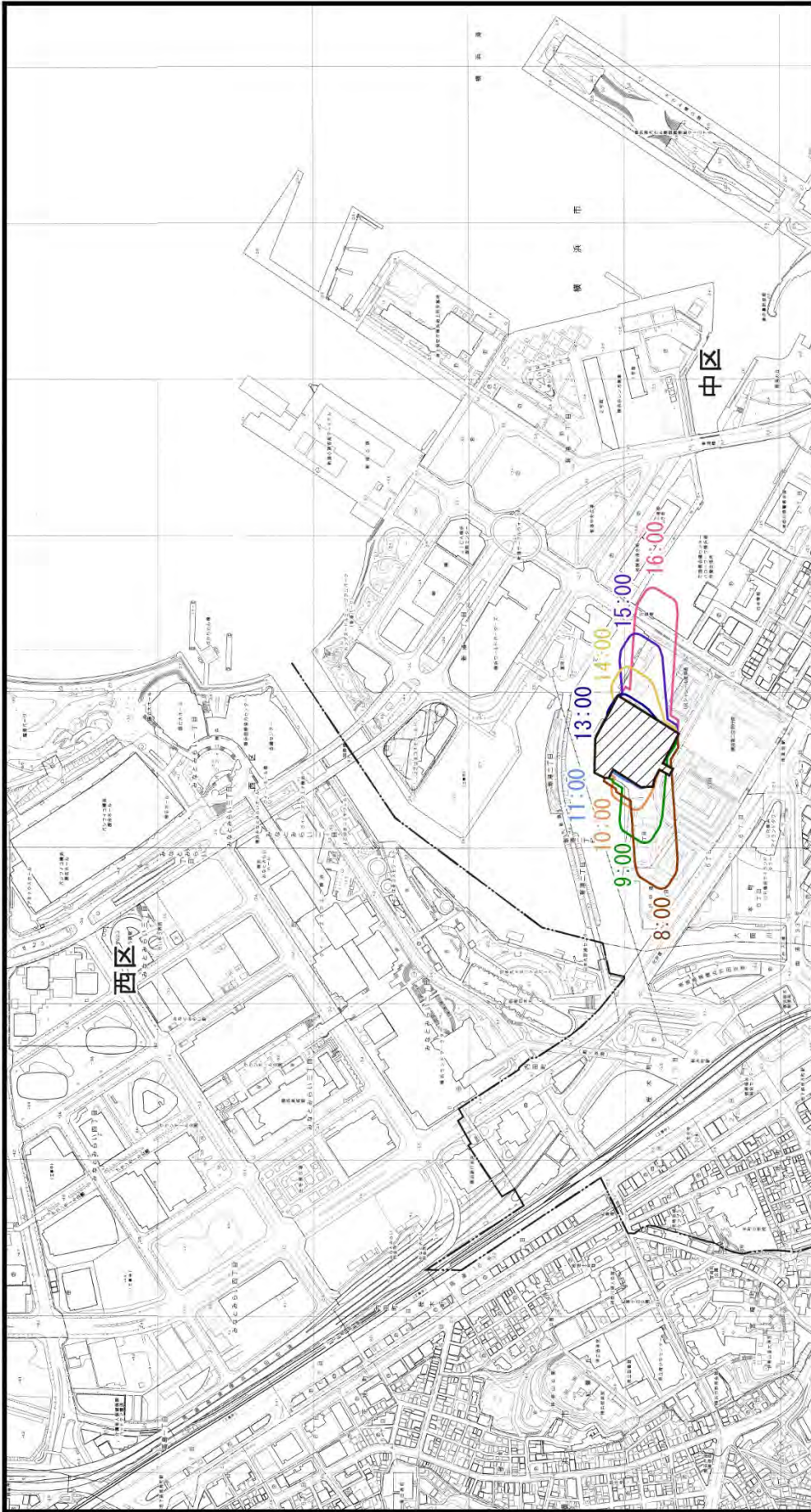
凡例

- 区界
-  対象事業実施区域
-  1時間以上2時間未満の日影の範囲
-  2時間以上3時間未満の日影の範囲
-  3時間以上4時間未満の日影の範囲
-  4時間以上5時間未満の日影の範囲
-  5時間以上の日影の範囲

Scale 1:10,000



図6.10-4 等時間日影図 (冬至日)



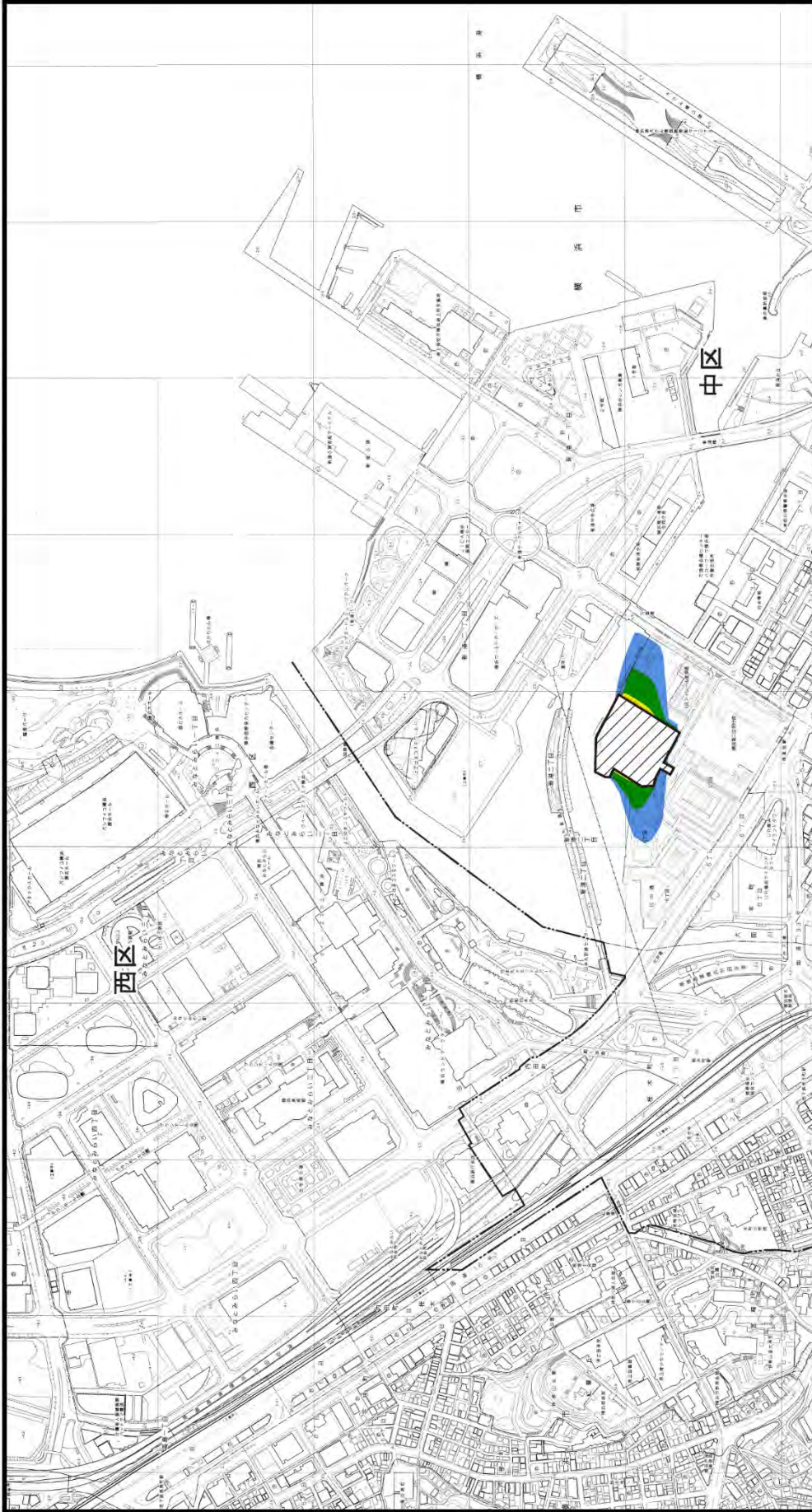
凡例

- 区界
- ▨ 対象事業実施区域
- 8:00の日影線
- 9:00の日影線
- 10:00の日影線
- 11:00の日影線
- 12:00の日影線
- 13:00の日影線
- 14:00の日影線
- 15:00の日影線
- 16:00の日影線


Scale 1:10,000



図6.10-5 時刻別日影図 (夏至日)



凡例

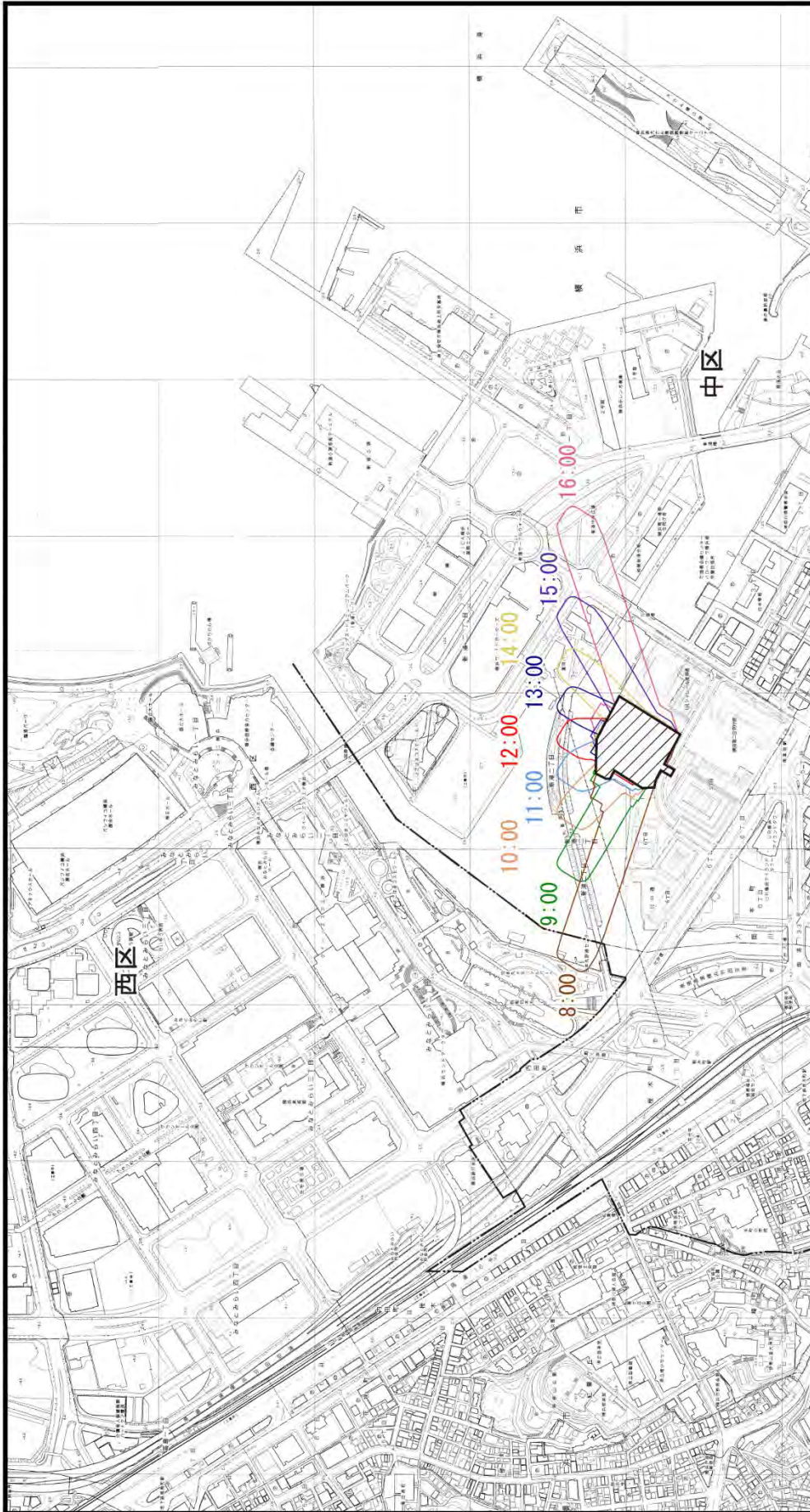
- 区界
-  対象事業実施区域

-  1時間以上2時間未満の日影の範囲
-  2時間以上3時間未満の日影の範囲
-  3時間以上4時間未満の日影の範囲
-  4時間以上5時間未満の日影の範囲
-  5時間以上の日影の範囲

Scale 1:10,000



図6.10-6 等時間日影図 (夏至日)



凡例

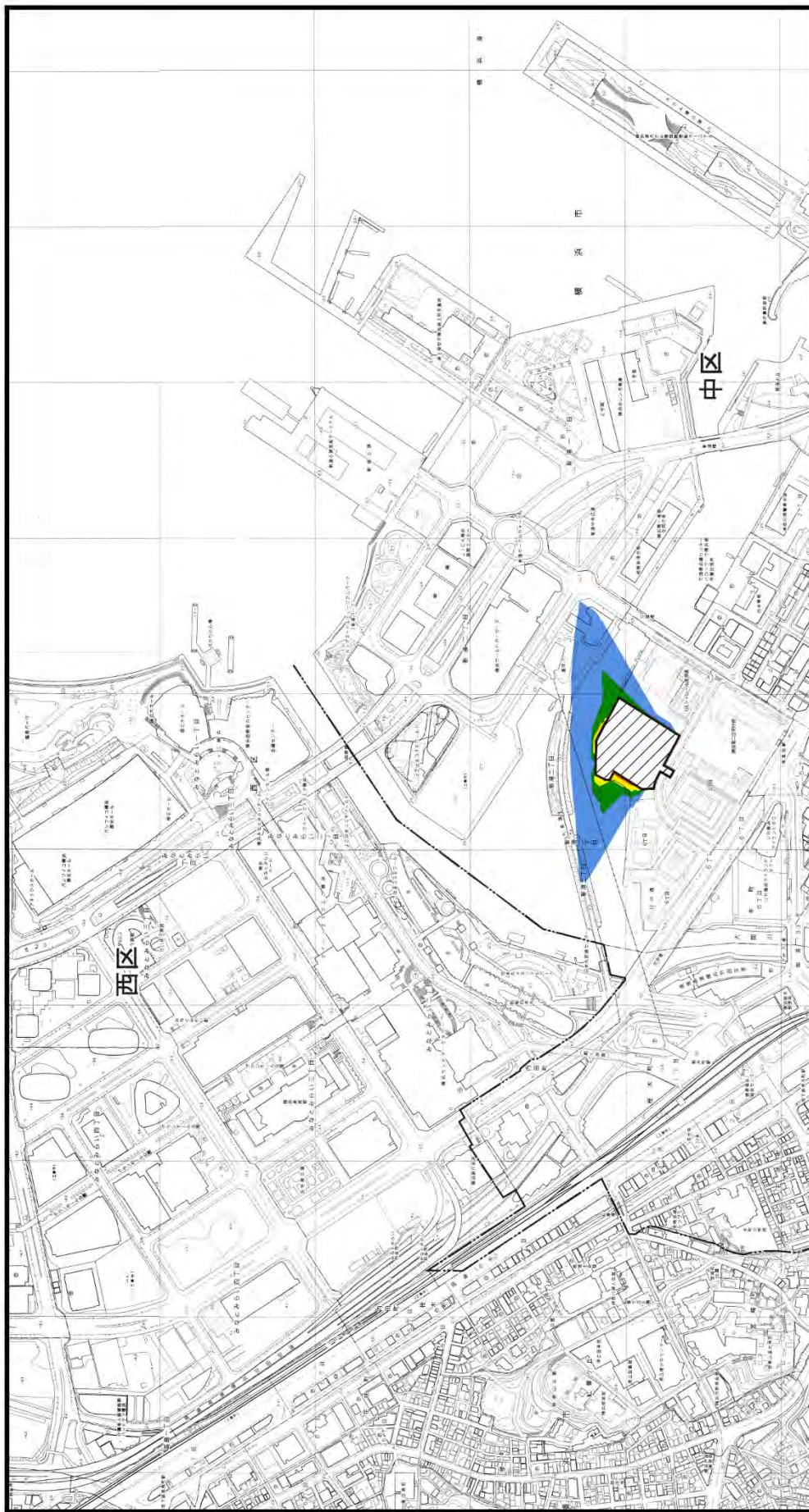
- 区界
- ▨ 対象事業実施区域
- 8:00の日影線
- 9:00の日影線
- 10:00の日影線
- 11:00の日影線
- 12:00の日影線
- 13:00の日影線
- 14:00の日影線
- 15:00の日影線
- 16:00の日影線

Scale 1:10,000









図6.10-7 時刻別日影図（春・秋分日）





凡例

- 区界
-  対象事業実施区域
-  1時間以上2時間未満の日影の範囲
-  2時間以上3時間未満の日影の範囲
-  3時間以上4時間未満の日影の範囲
-  4時間以上5時間未満の日影の範囲
-  5時間以上の日影の範囲

Scale 1:10,000



図6.10-8 等時間日影図（春・秋分日）

## (6) 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、建物の存在による日照障害を低減させるため、表 6.10-5 に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、計画立案時から講じていきます。

表 6.10-5 環境の保全のための措置（計画建築物による日影の範囲及び変化の程度）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 建物の存在	・計画建築物の高層棟は、対象事業実施区域の敷地境界から後退させつつ南側に配置し、コーナー部を丸型とすることで日影の発生する範囲を可能な範囲で縮小させます。

## (7) 評価

対象事業実施区域及びその周辺の用途地域は広く商業地域に指定されており、この用途地域には日影規制の対象地域の指定はありません。

日影が最も長くなる冬至日において、8時から16時の間に1時間以上の日影が及ぶ範囲は、対象事業実施区域境界から最大で約250mの範囲と予測します。春・秋分日では、さらに範囲が短くなり、夏至日では1時間以上の日影が及ぶ範囲は、対象事業実施区域境界から最大で約120mの範囲と予測します。

なお、冬至日において、対象事業実施区域周辺の公共性の高い施設のうち、西側に位置する北仲通北第二公園では、南側の区域は日影を及ぼしませんが、北側の区域で3時間以上の日影を及ぼすと予測します。また、北側に位置する運河パーク及び汽船道の一部では2時間以上3時間未満の日影を及ぼすと予測します。

本事業では、計画立案時から日照障害の低減に向けた環境の保全のための措置を講じているため、環境保全目標「計画建築物の存在による日影が周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。